**税の講師派遣事業について**

福井市租税教育推進協議会

１　福井市租税教育推進協議会について

税に関する正しい理解と意識の高揚を図るため、広報活動と租税教育を促進しています。その一環として、市民に対する租税教育のための講師派遣事業を行っています。

２　税の講師派遣事業について

税に関する講師を、市民サークルや各種勉強会、団体などの要望により派遣します。また、講師への謝礼は当協議会が負担します。

なお、派遣事業は予算の範囲内で行いますので、ご希望に添えない場合があります。

３　講義・講演の内容について

以下のテーマのいずれかになります。詳しくは下記お申し込み先までお問い合わせください。

Ａ　豊かなくらし　　　　　　　　　Ｂ　サラリーマンと税金

Ｃ　主婦と税金　　　　　　　　　　Ｄ　家族と税金

Ｅ　お年寄りや障害者と税金　　　　Ｆ　土地や建物・マイホームの税金

Ｇ　貯蓄や投資の税金　　　　　　　Ｈ　保険・年金と税金**（例：年金等を受得時の税金）**

Ｉ　事業の経営と税金　　　　　　　Ｊ　会社経営と税金

Ｋ　車と税金　　　　　　　　　　　Ｌ　相続・贈与と税金**（相続税と贈与税の仕組等）**

Ｍ　レジャーや身の回りの税金　　　Ｎ　税の申告・年末調整のはなし

Ｏ　海外旅行・個人輸入と税金　　　Ｐ　退職後の生活を取り巻く税金

４　税の講師派遣の登録について

　　各専門の機関等の協力により講師を登録しています。

　　・　敦賀税関支署福井出張所　　　　　・　福井税務署

　　・　福井県総務部税務課　　　　　　　・　福井県税事務所

　　・　北陸税理士会福井支部　　　　　　・　福井商工会議所

　　・　福井銀行　　　　　　　　　　　　・　福井証券協議会

　　・　福井県生命保険協会

５　お申し込み方法について

別紙の「税の講師派遣申込書」をコピーなどしてお申し込みください。

この様式でなくても、集会の名称と日時･場所、希望の講演テーマ、主催者･責任者の名称･氏名と連絡先、参加予定者などの必要事項が記載されていれば任意の様式で構いません。

日曜日、休日、夜間等の講演は、講師の都合のつく限り応じます。

また、特別な制限はありませんが、派遣の一応の目安は２０人程度以上の集会とさせていただきます。

＜お申し込み先＞

〒９１０－８５１１

福井市大手３丁目１０－１

福井市租税教育推進協議会事務局　　　　　　　電　話　２０－５３０６

（福井市役所市民税課内）　　　　　　　　ＦＡＸ　２０－５７４８